

定 款

(2023年3月2日変更)

共同印刷株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、共同印刷株式会社と称し、英文では Kyodo Printing Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種の製版、印刷、製本ならびにその製品の販売
- (2) 印刷関連器具およびその材料の製造および販売
- (3) 事務用品の製造および販売
- (4) 各種資材による包装用品の製造および販売
- (5) 各種資材による建材およびインテリア用品の製造および販売
- (6) 絵画その他美術品の複製および販売
- (7) 情報ならびにその媒体およびソフトウェアの企画、編集、制作、販売
- (8) 広告、宣伝の企画、制作ならびに広告代理業
- (9) 他の事業者に係る事務業務の改善支援およびアウトソーシング受託業務
- (10) 電子商取引に関するコンサルティング、システム構築、販売、運営および管理
- (11) 電気通信事業、放送事業、情報処理および情報提供等の情報サービス業
- (12) 催事の企画および運営ならびに展示、室内装飾、電気装飾、その他の建築工事の企画、設計、施工
- (13) 印刷用機器、包装用機器、事務用機器、視聴覚教

育機器、情報用電子機器およびその付属品の製造
または仕入ならびに販売およびリース

- (14) 利用運送事業、運送取次事業、貨物自動車運送事業および倉庫業
- (15) 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得、貸与、譲渡および技術指導
- (16) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造および販売
- (17) 機能性素材に係る原材料の製造および販売
- (18) 労働者派遣業および警備業
- (19) 不動産の賃貸および管理
- (20) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- (21) 資金決済サービス
- (22) 資源リサイクル事業
- (23) 前各号に付帯または関連する調査、研究開発、システムの構築ならびにコンサルティングの受託
- (24) 前各号に付帯する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区におく。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4)会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3,608 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、当会社に対して株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第 13 条 新株予約権無償割当てに関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 21 条 当社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の

うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長または社長が招集し、その議長となる。

- ② 会長および社長ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果な

らびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

- ② 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(代表取締役および役付取締役)

第 28 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第 32 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第 34 条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急を要する場合は、更にこの期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 41 条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 42 条 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423

条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 相談役および顧問

(相談役および顧問)

第45条 取締役会の決議をもって、相談役および顧問をおくことができる。

第8章 計 算

(事業年度および決算期)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第 48 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 49 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

昭和 42 年 7 月 28 日変更
昭和 47 年 7 月 28 日変更
昭和 50 年 1 月 29 日変更
昭和 57 年 8 月 30 日変更
昭和 62 年 8 月 28 日変更
平成 3 年 6 月 27 日変更
平成 6 年 6 月 29 日変更
平成 11 年 6 月 29 日変更
平成 14 年 6 月 27 日変更
平成 15 年 6 月 27 日変更
平成 16 年 6 月 29 日変更
平成 18 年 6 月 29 日変更
平成 19 年 6 月 28 日変更
平成 20 年 6 月 27 日変更
平成 21 年 6 月 24 日変更
平成 27 年 6 月 26 日変更
平成 28 年 6 月 29 日変更
平成 29 年 10 月 1 日変更
2019 年 6 月 27 日変更
2022 年 6 月 29 日変更
2023 年 3 月 2 日変更